

議案第121号

財産の取得について（斎尾廃寺跡保存・活用用地）

次のとおり、斎尾廃寺跡保存・活用用地を取得することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

- 1 取得財産名 斎尾廃寺跡保存・活用用地
- 2 取得場所 鳥取県東伯郡琴浦町大字槻下980番地 ほか14筆
- 3 取得面積 7,494.01 m²
- 4 買収金額 一金 22,710,933 円
- 5 契約者 個人14名、一般企業1社

令和3年12月3日 提出

琴浦町長 小松弘明

令和3年 月 日

琴浦町議会議長 小椋正和